

砥部町農業委員会総会  
平成 30 年 10 月議事録

## 平成 30 年 10 月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	平成 30 年 10 月農業委員会総会
2 開始日時	平成 30 年 10 月 9 日（火）16 時 00 分～16 時 30 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	白潟 泰（会長）、松尾利勝（会長代理）、森 正博 田中 弘、石田慎一、土居文男、古田俊正、村上 茂 三木恭子、二宮敬介、長岡賢二、久保 徹、矢野征司 西岡弘安、武田孝司、佐野淳子、水川規良
5 欠席委員	中村恒典
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	大内 均（事務局長）、矢野 透（局長補佐兼農地係長） 松本知子
7 公開又は非公開の別	公開
8 傍聴人数	0 人
9 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

## 平成 30 年 10 月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	議案第 51 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	3 件
日程第 3	議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	2 件
日程第 4	議案第 53 号 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について	4 件
日程第 5	議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について	1 件
日程第 6	議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく 農用地利用集積計画の決定について	5 件

・閉会

平成 30 年 10 月 砥部町農業委員会総会  
平成 30 年 10 月 9 日 (火)  
16 時 00 分開会

発言者	発言内容
事務局長	ご起立下さい。礼。ご着席下さい。 只今から 10 月農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、白濁会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事務局長	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第 4 条により中村委員より欠席の旨、通告がありましたので、報告致します。 出席委員は 18 名中 17 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき過半数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は白濁会長にお願いします。
議 長	それでは 10 月農業委員会総会を開会いたします。 <b>日程第 1</b> 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項の規定により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、15 番 佐野委員さん 16 番 水川委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の松本さんを指名いたします。
議 長	<b>日程第 2 議案第 51 号</b> 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、3 件を議題といたします。 事務局より一括して説明をお願いします。
事 務 局	<b>議案第 51 号</b> 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理し

	<p>たので、次のとおり報告する。</p> <p>議案の1頁をご覧ください。地図は、資料の地図1をご覧ください。</p> <p>通常、農地の所有権や貸借などの権利を取得する場合は、農業委員会の許可が必要ですが、親からの相続や時効取得については、民法等に規定されていますので、農業委員会の許可は不要となっています。</p> <p>今回の3つの案件は、すべて相続の案件です。</p> <p>1件目の届出人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、地目 畑、面積 578 m<sup>2</sup>と、〇〇番、地目 畑、面積 138 m<sup>2</sup>と、〇〇番、地目 畑、面積 252 m<sup>2</sup>で、合計面積 968 m<sup>2</sup>です。</p> <p>こちらは、亡くなられた〇〇さんからの相続によるものです。</p> <p>続いて、2件目の届出人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、地目 畑、面積 294 m<sup>2</sup>と、〇〇番、地目 畑、面積 884 m<sup>2</sup>と、〇〇番、地目 畑、面積 1,163 m<sup>2</sup>と、〇〇番、地目 畑、面積 2,908 m<sup>2</sup>と、〇〇番、地目 畑、面積 1,281 m<sup>2</sup>で、合計面積 6,530 m<sup>2</sup>です。</p> <p>続いて3件目ですが、地図は資料の地図2をご覧ください。届出人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、地目 畑、面積 117 m<sup>2</sup>です。</p> <p>2件目と3件目は、亡くなられた〇〇さんからの相続によるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第3条の3第1項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いいたします。</p> <p>承認</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第3 議案第52号</b> 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出について、2件を議題といたします。</p> <p>事務局より一括して説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p><b>議案第52号</b> 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。</p> <p>議案書の2頁をご覧ください。地図は、資料の地図3をご覧ください。</p> <p>市街化区域内農地の転用で、所有権移転を伴うものです。</p> <p>1件目の渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。届出地は〇〇番、地目 田、面積 57 m<sup>2</sup>です。</p> <p>2件目の渡人は1件目と同じ方で、受人は〇〇番地 〇〇さんです。届出地は〇〇番、地目 田、面積 41 m<sup>2</sup>です。</p>

	<p>転用の概要については、1 件目が「〇〇農園」の資材置場、2 件目が「来客用」の駐車場です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いいたします。</p> <p>承認</p>
議 長	<p><b>日程第 4 議案第 53 号</b> 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について、4 件を議題といたします。</p> <p>1 件目と 2 件目は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p><b>議案第 53 号</b> 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、農業委員会の許可を求める。</p> <p>1 件目と 2 件目は新規就農者の案件です。本日、この総会の前に「新規就農事情聴取会」を開いておりますので、まず、新規就農者の説明をさせていただきます。</p> <p>(新規就農者の説明)</p> <p>それでは、議案に戻ります。</p> <p>議案書の 3 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 4 をご覧ください。</p> <p>1 件目は所有権移転、2 件目は使用貸借権設定の案件です。</p> <p>渡人は〇〇番地 〇〇さんと、〇〇番地 〇〇さんで、持ち分がそれぞれ 2 分の 1 です。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 田、面積 742 m<sup>2</sup>と、〇〇番、地目 田、面積 650 m<sup>2</sup>で、合計面積 1,392 m<sup>2</sup>です。</p> <p>使用貸借権設定の申請地は、〇〇番、地目 畑、面積 1,979 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請の経緯については、渡人の〇〇さんと〇〇さんは、農地を相続したものの農地管理が難しく、以前より一部を耕作してもらっている〇〇さんと話がまとまったものです。参考までに、売買金額は〇〇円です。</p> <p>作付予定作物は水稻と季節野菜等で、受人の営農家族構成は、本人・妻が行い、農作業機械もそろっております。</p> <p>営農日数は、本人が 150 日、妻が 30 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われま。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要</p>

	<p>件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当しておりませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんと〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局の説明のとおりですので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
担当委員	<p>事務局の説明のとおりですので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p> <p>3件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>3件目も、新規就農者の案件ですので、新規就農者の説明をさせていただきます。</p> <p>(新規就農者の説明)</p> <p>それでは、議案に戻ります。</p> <p>議案書は3頁、地図は、資料の地図5をご覧ください。</p> <p>所有権移転の案件です。</p> <p>渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積1,097㎡と、〇〇番、地目 畑、面積2,977㎡で、合計面積4,074㎡です。</p> <p>申請の経緯については、渡人の〇〇さんは、労働力不足で農地管理が難しいため、申請地の隣に住んでいる〇〇さんと話がまとまったものです。参考までに、売買金額は〇〇円です。</p> <p>作付予定作物は季節野菜と果樹栽培で、受人の営農家族構成は、本</p>

	<p>人・妻が行い、農作業機械もそろっております。</p> <p>営農日数は、本人が 250 日、妻が 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われま</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当しておりませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇さんの農地は、20 年以上耕作しておらず、道路沿いだけは弟さんが保全管理をしていました。〇〇さんが農地を探していたので、話がまとまり今回の申請となりました。〇〇番の農地については、クヌギが生えていますが、そこも伐採して耕作するそうです。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p> <p>4 件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の 4 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 6 をご覧ください。4 件目は所有権移転の案件です。</p> <p>渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 田、面積 1,016 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請の経緯については、〇〇さんは、事故による後遺症で耕作能力が低下しているため、〇〇さんに譲渡するものです。</p> <p>作付予定作物は水稻で、受人の営農家族構成は、本人が行い、農作業</p>



	<p>機械もそろっております。</p> <p>営農日数は、本人が200日従事することを予定しております。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当しておりませんでした。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局の方から説明があったとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p>
議 長	<p><b>日程第5 議案第54号</b> 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、1件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p><b>議案第54号</b> 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の5頁をご覧ください。地図ですが、一体利用地が抜けていましたので、本日配布しました地図7に差替えをお願い致します。</p> <p>倉庫・露天駐車場への転用案件です。</p> <p>申請内容については、渡人が〇〇番地 〇〇さん。受人が〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 田、面積113㎡です。一体利用地として〇〇番、地目 原野、面積33㎡を利用します。</p> <p>申請の経緯については、左官業を営んでいる〇〇さんは、資材などを</p>

	<p>保管する倉庫を所有していないため、現場ごとに材料の調達を行っており、作業ロスが多く発生しています。今回、木造スレートぶき平屋 1 棟の建築とトラック 1 台分の駐車スペースを確保することで、作業効率が上がることから、申請地を譲ってもらうこととなったものです。</p> <p>申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願ひします。
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議 長	<p><b>日程第 6 議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、5 件を議題とします。</b></p> <p>1 件目から 3 件目については関連がありますので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求める。</b></p> <p>議案書の 6 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 8 をご覧ください。</p> <p>1 件目から 3 件目は賃借権の設定です。</p> <p>1 件目の貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 農事組合法人 〇〇組合 組合長理事 〇〇さんです。農地の所在地は〇〇番、現況地目 樹園地、面積 944 m<sup>2</sup>と、〇〇番、現況地目 樹園地、面積 3,787 m<sup>2</sup>と、〇〇番、現況地目 樹園地、面積 2,077 m<sup>2</sup>で、合計面積 6,808 m<sup>2</sup>です。</p>

	<p>栽培品目は梅で、期間は、平成30年10月公告日から平成40年9月30日までの利用権を設定するものです。</p> <p>2件目の貸人は〇〇番地 〇〇さん。推定相続人として、〇〇番地 〇〇さん。借人は農事組合法人〇〇組合。農地の所在地は〇〇番、現況地目 樹園地、面積7,032㎡のうち3,000㎡です。栽培品目は梅で、期間は、平成30年10月公告日から平成35年9月30日までの利用権を設定するものです。</p> <p>3件目の貸人は〇〇番地 〇〇さんと、〇〇番地 〇〇さんで、持ち分がそれぞれ2分の1です。借人は農事組合法人〇〇組合。農地の所在地は〇〇番、現況地目 樹園地、面積112㎡と、〇〇番、現況地目 樹園地 面積169㎡と、〇〇番、現況地目 樹園地、面積35,252㎡のうち20,000㎡で、合計面積20,281㎡です。栽培品目は梅で、期間は、平成30年10月公告日から平成40年9月30日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりですが、ちょうど、観光梅園を行っている中心地域にある場所になるので、〇〇組合が管理した方がいいという事になりました、ご審議をよろしくお願ひします。
議長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議長	<p>4件目については、〇〇委員さん ご自身の案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与が制限されますので、〇〇委員さんは退席していただきます。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>

	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件目も賃借権の設定です。</p> <p>貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は農事組合法人〇〇組合。農地の所在地は〇〇番、現況地目 樹園地、面積 1,223 m<sup>2</sup>です。栽培品目は梅で、期間は、平成30年10月公告日から平成40年9月30日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局から説明があったとおりですので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p> <p>議事が終了しましたので〇〇委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>5件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5件目も賃借権の設定です。</p> <p>貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、現況地目 畑、面積 1,031 m<sup>2</sup>と、〇〇番 現況地目 畑、面積 802 m<sup>2</sup>で、合計面積 1,833 m<sup>2</sup>です。栽培品目は伊予柑で、期間は、平成30年10月公告日から平成40年9月30日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員であります私が説明しま</p>

	<p>す。</p> <p>事務局が説明したとおり、〇〇さんは新規就農者です。前回は利用権設定をしています。一生懸命しますと言う事なので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>閉 会</p> <p>それでは以上で、本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、10月農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>16時30分 閉会</p>

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 \_\_\_\_\_

会長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_